

自動車リサイクル制度の評価・検討について

自動車リサイクル法については、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(令和3年7月 産業構造審議会・中央環境審議会合同会議)において、「遅くとも5年後を目途に、かつ、必要と判断される場合には速やかに、評価・検討を行うことが適当」とされていることから、自動車リサイクル法の施行状況や課題について、以下のスケジュール及び論点で検討を進める。

1. 検討のスケジュール(案)

以下のアジェンダで産業構造審議会、中央環境審議会合同会議を開催。

○自動車リサイクル制度の評価・検討のキックオフ(本日)

- 自動車リサイクル制度の執行状況
- 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(令和3年7月)のフォローアップ状況
- 自動車リサイクル制度の評価・検討における主な論点

○義務者・関連事業者等へのヒアリング(10月以降)

○論点整理、方向性についての検討／報告書とりまとめ(11月以降)

2. 主な論点(案)

前回の検討においては、自動車リサイクル制度の更なる発展に向けて関係者が行うべき取組について議論・提言がされていた。

今回の検討においては、自動車リサイクル制度に対する毎年度の評価や自動車リサイクル制度を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、引き続き、自動車リサイクル制度の安定的な維持や更なる発展に向けて、以下の論点を中心にヒアリング及び検討を行う。

1. 制度の安定化・効率化
2. 国内資源循環の推進
3. 変化への対応と発展的要素

○ヒアリング対象

- 1) 自動車製造業者等
- 2) 解体業者、破砕業者、引取業者等関連事業者
- 3) 指定法人
- 4) 自治体